

令和元年10月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和元年10月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年10月3日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第27号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第28号 市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について  
議案第29号 令和元年度市川市教育委員会教育功労者の決定について
  - 5 その他
  - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第27号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第28号 市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について  
議案第29号 令和元年度市川市教育委員会教育功労者の決定について
  - 2 その他 (1) 成年年齢引下げ後の成人式対象年齢について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄

学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	川又	和也
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	笈川	孝之
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

### ○教育長

ただいまから、令和元年10月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第29号「令和元年度市川市教育委員会教育功労者の決定について」ですが、市川市公文書公開条例第8条第1項第1号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○教育長

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、島田由紀子委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

### ○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第27号「市川市教育振興審議会への諮問について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

### ○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第27号「市川市教育振興審議会への諮問について」、ご説明させていただきます。議案1ページをお願いいたします。本議案は、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」の策定にあたり、市川市教育振興審議会へ意見を求めることについて、ご審議いただくものでございます。それでは、議案2ページをお願いいたします。諮問書案でございます。諮問理由を読み上げさせていただきますので、若干お時間をいただきます。市川市立小学校及び中学校については、教育条件をより良いものにし、児童生徒の生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」に基づき、具体的な方策を推進することとしています。この方針では、小規模校に対して、通学区域の見直し、学校統合、義務教育学校の設置の三つの方策を学校や地域の実情

に合わせて比較し、優位な方策を必要に応じ複合的に実施することとしています。また、本市では、行政をスリム化し、公共サービスを持続可能なものとするために、「市川市公共施設等総合管理計画」を策定していますが、学校の再編・整備手法の検討にあたっては、本市が目指す教育の姿を見据えた学校の在り方を明確にして進める必要があります。本市はこれまでも「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進めてきており、これを具現化する義務教育学校のモデル校として開校した塩浜学園においては、中一ギャップの解消など、当初期待されていた教育効果も表れてきています。また、国では、学校段階間の連携の充実が示されているところです。こうしたことから、義務教育学校設置の方向性や学校運営の在り方等について、具体的な方針を示すことが必要となっており、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」の策定を本市教育振興の重要な課題と捉え、審議会の意見を求めるものです。以上が諮問理由です。次に、市川市教育振興審議会に意見を求めることについて、ご説明させていただきます。今回策定いたします、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」につきましては、特に専門的な事項であるため、当該事項の専門的な知見の活用と、学校の先生方や児童生徒の保護者、地域住民といった、学校に関係する幅広い立場の方々からの議論が必要となってまいります。このため、それぞれの代表で組織される市川市教育振興審議会でご審議いただくことが適切であると考えるものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第28号「市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第28号「市川市教育振興審議会臨時委員の委嘱について」、説明させていただきます。議案3ページをお願いいたします。提案理由でございます。先程ご審議いただきました、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」を、教育振興審議会において審議していただくにあたり、本件は特に専門的な事項であることから、市川市教育振興審議会条例第3条第2項の「特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる」という規定に基づき、当該事項に見識を有する方を臨時委員として加え、同条例第4条第1項の規定に基づき委嘱するもの

でございます。次に、議案4ページ、5ページをお願いいたします。委員候補者2名についてご説明いたします。まず、1名は、千葉大学教育学部教授の貞廣斎子先生でございます。学校の適正規模・適正配置に関する見識をお持ちの方でございます。もう1名は、千葉大学大学院工学研究院教授の柳澤要先生でございます。学校施設の管理・活用に関する見識をお持ちの方でございます。いずれも任期は、同審議会に諮問を行う、今年度第3回市川市教育振興審議会の開催予定日であり、令和元年10月9日から、当該諮問に関する調査審議が終了する日まででございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「成年年齢引下げ後の成人式対象年齢について」を説明してください。

○社会教育課長

成年年齢引き下げ後の成人式の対象年齢についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。民法の一部が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これを受け、令和4年度以降の成人式の対象者について検討してまいりましたが、本市は、現行どおり20歳を対象として開催することといたします。主な理由としましては、一点目として、18歳を対象とした場合、受験や就職準備の時期と重なり、本人や家族に大きな負担がかかることから、式典に参加できない方が増えることが懸念されます。また、同様の理由で、新成人を中心とした実行委員会による式典の企画運営が困難となります。二点目としましては、初年度は18歳、19歳、20歳の3年齢が対象となり、参加者等に大きな混乱が生じる恐れがあります。これらのことから、現行どおりの開催とするものです。なお、公表時期につきましては、参加者への十分な周知が必要なことから、なるべく早い時期にと考え、今月10日に行われる定例記者会見で公表いたします。なお、本件はただいま申し上げたとおりまだ公表されておりませんので、取り扱いについては十分な配慮をお願いいたします。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。続きまして、非公開の審議に入ります。

## ○教育長

これより、議案第29号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、傍聴人及び指定する方以外は退席をお願いします。教育次長、各部部長・次長、教育総務課長、義務教育課長、指導課長、保健体育課長、以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴人及び指定職員以外退席】

## ○平田史郎委員

議事を再開いたします。議案第29号「令和元年度市川市教育委員会教育功労者の決定について」説明してください。

## ○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第29号「令和元年度市川市教育委員会教育功労者の決定について」ご説明いたします。資料は、別冊1をお願いいたします。1ページをご覧ください。教育功労者表彰は、本市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった方を教育委員会が表彰をするものでございます。今年度の表彰候補者につきましては、先に「表彰候補者選考委員会」において、選考されております。本日、教育委員会にお諮りし、市川市教育委員会教育功労者表彰規程第7条の規定により、表彰者としての決定をいただくものでございます。2ページをご覧ください。表彰候補者の一覧となります。今年度の表彰候補者は、11名でございます。候補者の個々の功績の詳細につきましては、3ページ以降に資料を添付させていただいておりますが、概略について、説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。真間小学校校長 石塚浩様は、円滑な学校経営を行うとともに、特別支援教育の基盤整備に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。4ページ目をお願いいたします。第四中学校校長 永田博彦様は、保健体育教育の充実に努めるとともに、後進教員の指導力向上に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。5ページ目をお願いいたします。第六中学校校長 高橋祐介様は、国語教育の充実に努めるとともに、コミュニティ・スクールの発足や地域学校協働活動に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。6ページをお願いいたします。須和田の丘支援学校教頭 田中康介様は、特別支援教育の充実に努めるとともに、円滑な学校運営に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。7ページ目をお願いいたします。信篤小学校教諭 落合隆様は、社会科教育の充実に努めるとともに、教育行政の中核を担うなど、本市学校教育の発展に寄与されました。8ページをお願いいたします。鶴指小学校教諭 大野正巳様は、体育教育の充実に努めるとともに、若手教員の指導力向上に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。9ページをお願いいたします。第四中学校教諭 坂東寿裕様は、個に応じた生徒指導・学習指導の充実に努めるとともに、円滑な学級経営等に尽力されるなど、本市学校教育の発展に寄与されました。10ページをお願いいた

します。元第二中学校他学校医 久田堯夫様、11ページ、富美浜小学校他学校医 小山秀康様、12ページ、国分小学校他学校歯科医 佐々川毅様、13ページ、第二中学校他学校薬剤師 伊藤真由美様、につきましては、それぞれ長きにわたり、学校医、学校歯科医、学校薬剤師として勤務され、本市の学校保健の推進と発展に寄与されました。表彰候補者は、以上のとおりでございます。なお、本年度の教育功労者表彰式につきましては、11月14日（木）午後2時より生涯学習センターにおいて開催する予定でございます。説明は以上でございますが、個々の候補者に関するご質問につきましては、推薦所属長より答弁させていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

これもちまして、令和元年10月定例教育委員会を閉会いたします。

（午後3時20分閉会）